

## 愛知県特定鳥獣保護管理検討会開催要領

## (主旨)

第1 この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定及び実施を目的として開催する愛知県特定鳥獣保護管理検討会（以下「検討会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

## (検討内容)

第2 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、特定鳥獣に係る保護管理計画の策定、同計画の実施方法等についての検討、評価等を行う。

## (組織)

第3 検討会の構成員は、学識経験者、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等から選任するものとする。

2 構成員が団体の代表の場合は、検討事項等により構成員に代わってその団体から代理を出席させることができる。

3 構成員は別表のとおりとする。

## (会議)

第4 検討会の会議は次のとおりとする。

(1) 検討会に座長を置く。

(2) 座長は構成員の互選により選出するものとする。

## (会議の公開)

第5 検討会は公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する非開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより当該検討会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴に関して必要な事項は別に定める。

## (事務局)

第6 検討会の運営に関する事務は、環境局環境政策部自然環境課において処理する。

## (会議録)

第7 検討会の議事については会議録を作成し、5年間保存する。

## (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、座長が検討会の会議に諮って定める。

附 則 この要領は平成18年3月23日から施行する。

この要領は平成27年5月29日から施行する。

この要領は令和元年4月1日から施行する。  
この要領は令和2年6月23日から施行する。  
この要領は令和2年10月7日から施行する。  
この要領は令和3年6月8日から施行する。  
この要領は令和4年11月4日から施行する。  
この要領は令和5年9月25日から施行する。  
この要領は令和6年5月8日から施行する。  
この要領は令和7年4月15日から施行する。  
この要領は令和8年6月10日から施行する。  
この要領は令和8年7月29日から施行する。

愛知県特定鳥獣保護管理検討会構成員

|     |    |                        |
|-----|----|------------------------|
| 青山  | 清  | 一般社団法人愛知県猟友会事務局長       |
| 安藤  | 幸志 | 愛知県森林組合連合会常務理事         |
| 織田  | 銑一 | 元名古屋大学大学院教授            |
| 神谷  | 徹  | 愛知県農業協同組合中央会営農・くらし支援部長 |
| 川本  | 芳  | 元日本獣医生命科学大学獣医学部客員教授    |
| 常田  | 邦彦 | 元一般財団法人自然環境研究センター研究主幹  |
| 長谷川 | 明子 | ビオトープネットワーク中部会長        |
| 松井  | 秀和 | 全国山村振興連盟愛知県支部（設楽町産業課長） |
| 山下  | 正輝 | 中部森林管理局愛知森林管理事務所長      |